復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）

第十三条　復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省略	省略	省略	省略
租税特別措置法施行令	省略	省略	省略
	第二十五条の十七第三十九項	の額	の額及び復興特別所得税の額
	第二十六条の四の四	所得税につき法第四十一条の三の四第二号	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の四第二号
		第二百六十一条第二号	第二百六十一条第二号（復興特別所得税に関

改正前

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）

第十三条　同　上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
	第二十五条の十七第三十三項	同上	同上
	第二十六条の十七第八項	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

省略			
省略	省略	第二十六条の十七第八項	
省略	省略	所得税の額	
省略	省略	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額	する政令第四条第一項において準用する場合を含む。）

2～5 省略

附則

この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五条の十七第三十三項」を「第二十五条の十七第三十九項」に改める部分に限る。）は、公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から施行する。

同上		
同上	同上	
同上	同上	
同上	同上	

2～5 同上